

令和 7 年度 第 1 回山元町総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 2 7 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分
- 2 開催場所 山元町役場 2 階 第 2 会議室
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 概要 以下のとおり
 - (1) 開会
 - (2) 開会の挨拶
 - (3) 議題
 - ① 教育等の振興に関する施策の大綱について
資料 1 に基づき説明（説明者：伊藤和重教育総務課長）
 - ② 再編小学校について
資料 2 に基づき説明（説明者：伊藤和重教育総務課長）
 - (4) その他
 - (5) 閉会

【司会】（伊藤 教育総務課長）

時間になりましたので、ただ今から令和 7 年度第 1 回山元町総合教育会議を開会いたします。開会にあたりまして、橋元町長より挨拶を申し上げます。

【橋元 町長】

今年度は山元町、亘理町、70 周年と節目の年になるとともに、これまで着実に取り組んできた各種政策が、結実する実りの年と受け止めております。町の取り組みの中で、教育委員会関連では深山山麓少年の森の拡張改修工事が無事に完了し、指定管理者である山寺新山愛林会がオープンに向けて、準備を進めているところです。そのほか継続して、小中学校給食費の無償化など、各種施策にかかる事業を展開しているところであります。

さて、令和 5 年 1 1 月から検討を進めております、再編小学校関係の事業につきましては、今年 3 月に、住民説明会を開催いたしまして、町の方針を説明したところであります。説明会では、様々なご意見をいただきましたが、その中で、学校の形態については、概ね理解を得られたと考えております。候補地については、一部の方から、再考を求める意見がありましたが、先日、子どもセンターにおいて、乳幼児の保護者が集う子育て広場での説明の際には、一貫校か義務教育学校かの答えはいつ出るのかなど、前向きな開校を待ち望む保護者の声があったと聞いております。

なお、住民生説明会でいただいた、候補地へのご意見につきましては、再度、再編小学校設置等庁内委員会におきまして、確認を行ったところではあります。候補地については、開校までのスケジュールや町の財政面に大きく影響を及ぼすこともあることから、総合的に判断いたしまして、これまでの方針通り進めていくこととしたところであります。

本日は、来月の第2回議会定例会に再編小学校に関連する予算を上程いたしますので、その内容について、本日、事務局から説明を行わせてます。

また、今年の8月には再編小学校基本構想基本計画の策定を行い、小中一貫教育学校の令和12年度の設置に向け、進めていきたいと考えておるところでありますので、皆さんからの忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

【司会】(伊藤 教育総務課長)

ありがとうございます。それでは、次第に基づき会議を進めさせていただきます。会議の議長については、運営要項第4条の規定に基づきまして、橋元町長にお願いいたします。

ー以下議事ー

【議長】(橋元町長)

それでは、議長を務めてさせていただき、会議を進めさせていただきます。

早速ですが、議題の方に入らせていただきます。

(1)「教育等の振興に関する施策の大綱」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】(伊藤 教育総務課長)

教育等の振興に関する施策の大綱になり、こちらは予算施策に関わるものということで、毎年ご説明しているものになります。目標を4つ掲げております。目標1から概要を説明させていただきます。

目標1、夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育むということで、昨年と同様になります。

こちらの事業等につきましては、(1)からありますが、主なところをご説明いたします。(1)につきましては、p4c実践ということが入っております。これは今年度も引き続きということになっております。

また、子どもの心のケアハウス運営事業については、人員関係は変わらず、勤労青少年ホームの一部を活用して実施しております。昨年度実績は、不登校の児童が46名、完全な不登校は7.8名ということでございました。今年度、始まったばかりで、0名ということになりますが、昨年度の内容を踏まえ、活動しているところです。

(2) 確かな学力の育成というところです。町単独で標準学力調査を実施しております。これは年二回、4月と12月に実施しております。その内容を、町内の標準学力調査の実施で分析、共有、活用というところを行っております。昨年度は小学生の結果が良かったということが見られました。ただし、中学生は、若干課題があるということの分析を行っております。続いて、(2)の下段の方ですが、ICT教育の推進になります。こちらは令和3年度から5年目を迎えております。今年度につきましても、ICT支援員を2名配置して、ICT関係の取り組みを行っているところでございます。

また、今年度は、ICT機器の更新時期ということもあり、県の共同調達事業により更新を予定しております。先日、入札が行われたところですが、まだ決定とは至っておりません。

予算的には8,700万近くの予算となり、ipadを805台、そのほか電子黒板を管理するパソコン等を購入するような事業になっております。この中で国の方針というのが、ipadの補助で1台5,500円ということになっております。

次の右のページに移りまして、(3)の中で、生活アンケート結果の分析・指導というところで、一人1台端末を活用した「心の健康観察」につきましても、小学校は全校で行っておりますが、中学校が紙媒体で行っている状況を確認しております。

こちらは、中学校も端末を活用した内容で取り組めるよう話をしたところです。体力運動能力の向上につきましても、昨年度に引き続き、仙台大学と連携し、小学校の研修につきましても、今年もスポーツチャンバラを行います。大学生による中学校の部活動の支援につきましても、5月22日から始まっております。種目につきまして、卓球・剣道・ソフトテニス・バレー男女に大学生の派遣の指導を行っているところです。

次に、食育の推進ですが、学校給食に対する地場産品の活用維持や郷土料理体験などになっております。地場産品の活用につきましては、県産品47.4%のうち山元町産は16.2%ということになります。全体で154品目のうち、県産品が73品、山元町産品が25品で、パーセンテージが出ております。県内でも本町は、高い水準と判断しているところです。郷土料理体験につきまして、「はらこめし」ということになっていますが、毎年、鮭の価格が上がり、取り組みが難しくなっているところですが、継続を維持しています。

次に、(4)の中で、「みのりプロジェクト推進事業」、につきましても、年3回を予定しております。第1回目を6月24日に予定しており、推進会議開催としております。

次に、(5)防災教育を通じた命を守る意識の高揚ということになります。こちらは、防災キャンプの実施になりますが、生涯学習課事業の中で7月30日に1泊2日を予定しております。対象は5・6年生になります。

目標2、家庭・地域・学校教育力の充実と連携の強化を図り、山元の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。こちらでも昨年同様

になりますが、コミュニティ・スクールの設置ということで、これは令和5年度に全校に設置出来ており、順調に進んでいるところでございます。

目標3、次世代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育むとともに他国の文化の理解を深める。こちらも昨年同様でございますが。この中では、昨年度の11月に茶室がオープンしており、こちらの活用事業等を生涯学習関係で行っていくということになります。

目標4、生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会を作るということになります。こちらも昨年同様となりますが、こちらにつきましては、深山山麓少年の森のリニューアルオープンを今年度7月に控えていることから、その準備となっております。

また、部活動の段階的な地域移行を検討するため、継続的に協議会を開催し、先日、第7回目となる会議を開催しております。

簡単ではございますが、以上説明とさせていただきます。

【議長】（橋元 町長）

事務局から教育等の振興に関する施策の大綱について説明がありました。令和4年度に改定して、令和8年度までの5年間の計画としているところであります。今年4年目ということになるわけですが、皆さんから何か見直しなり、補足等あれば、ご意見をお願いしたいと思います。

【教育委員】（菅野 正彦）

昨年度から、今年度にかけて、変更した点や修正した点等はあるのでしょうか。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

変更点につきましては、一部あります。ICT機器の活用だったのが、更新という形になっているところ等がありますが、大きな変更はございません。実際、生活アンケートの部分で、一人1台端末を活用した健康観察の実施が推進に変更しているなど、状況変化による文言の変更です。

【菊池 教育長】

これは基本的に教育方針のようなもので、令和7年度の教育方針です。毎年、見直しをかけています。これについては、教育委員会定例会の方でもお示しをしてきたところです。どこをどう見直したかというところを書きだしてはいませんが、修正をかけている部分はあるということです。

【教育委員】（菅野 正彦）

今回、出てきたので、改めて何か修正があったのかということで質問しました。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

補足ですが、令和7年1月の教育委員会定例会で説明させていただいた内容からの変更はございません。

【菊池 教育長】

資料開いて右、目標2、家庭・地域・学校の教育力の充実とあります。そのところの枠の下、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の連携で導入は、既に済んでおり、町内全部コミュニティ・スクールを設置して何年か経っています。

この黒字の導入、青字コミュニティ・スクールは既に済んでいますので、充実という表示にすべきでした。

【菊池 教育長】

段階的に学校に導入していきましたが、今、全学校に設置されております。

【教育委員】（大内 委員）

コミュニティ・スクールの導入は何年やっていますか。

【菊池 教育長】

5年経っています。

【議長】（橋元 町長）

小学校が1つになる時に、いろいろと見直しが必要になる。教育方針にも大きな見直しが必要となるのかと思います。

先週、運動会があり、教育長と四箇所、見てきました。やはり、子供の声はいいなと、にぎやかな子供の声はいいなと思いながら、見て回ってきました。最近、なかなか町の中を歩いていても、子供の姿を見ることが少なく、外で遊んでいる子供も少なくなっていると思います。

皆さん、ご存知だと思いますが、今、山下第二小学校をサッカー教室に貸しています。学校のグラウンドで、月に何回か活動しています。以前、説明に来た時は、県南だけでなく、福島県の相馬や原ノ町あたりまでを範囲に入れているようでした。活動場所に旧坂元中学校も提案しましたが、山下第二小学校が駅に近いということでした。時々、土曜日にサッカーをやっているのを見かけますが、普段あまり見ることがないので、いいなと思います。もう少し、子供たちが外に出て、一生懸命、遊ぶ姿も見たいなというふうな気持ちが、私なりにあります。最近は部屋の中、家で遊ぶことが多くなっています。それもあってか、町に対して、室内遊び場というか、そういったものの整備の要望をいただくことがあります。天気が悪い場合、屋内ということもありますが、できれば晴れている日は外で遊ぶ姿が見たいなというふうに感じるところです。

この件に関して、何か他に皆さんから気がついたことなど何かあればと思いますが、何かご意見ありますか。

（「無し」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、教育等の振興に関する施策の大綱については、提案内容のとおり、今年度は進めていきたいと思います。

続きまして、議題の（２）再編小学校についてですが、小中一貫教育学校について、一貫校か義務教育学校かの検討について、教育長から方針案と方針について話をしてもらって、その後、資料説明を事務局からお願いしたいと思います。

【菊池 教育長】

令和７年度第１回山元町総合教育会議、資料をご覧ください。

町長も含め、改めて今後の学校の形について、検討を進めた方針案というところまでできたのですが、その取扱いについて改めてここで確認をさせていただきたいと思います。

ここに書き並べていることは、２枚目に閉じている在り方検討専門委員会のまとめの部分です。上に、１．学校形態に関する専門委員会の考えとありますが、専門委員会でまとめていただいたものを１枚目の方に書き出しました。中身としては同じです。１枚目の方を見ていただければと思います。

在り方専門委員会で、山元町における今後の小中一貫教育の推進について、方針案をまとめていただきましたが、それをどう扱うかということです。これはまだ方針の案ですので、方針として決定していないということになるのですが、ここでは、専門委員会は検討委員会のまとめを受けて、２つの課題について検討しました。

小中一貫校と呼ばれる学校形態がいいのか、義務教育学校という形態がいいのか、これを専門委員会の方で判断をするということ。あとは、教育課程の区切りです。今まで通り小学校６年生と中学校３年生という区切り、あるいは４－３－２という区切り、教育課程の区切りを決めるということ。これが専門委員会の検討課題でした。いろいろ資料を集め、意見交換をしたりした上で、結論としては新しくできる小学校と山元中学校との小中一貫型小中学校、いわゆる小中一貫校と呼ばれる形がいいのではないか、その教育課程の区切りも６－３、小学校６年生、中学校３年生という区切りがいいのではないかというのが方針案としての結論でした。

そこまでを令和７年３月にまとめ上げてもらったわけですが、今後の課題として小中一貫教育を推進するための協議会のようなものを設置して、更に視察・文献研究をしながら、学校種、ここで言う学校種というのは、小中一貫教育学校か義務教育学校、教育課程の区切りは、６－３か、あるいはそれ以外かについて、意見交換をした方がいいのではないかということ。

それから、この方針案の通りにスタートした場合、開校3年経過した段階で、これを目安にして、その3年間の小中一貫校としての取り組みを検証するため検証改善委員会というものを設置し、改めて学校種を小中一貫校でいいか、それとも義務教育学校に移行した方がいいか、あるいは6－3という区切りがいいか、それ以外がいいかについて検証をしたらいいのではないかとということ。これまでの学校運営協議会、コミュニティ・スクールとか地域学校協働活動のいろんな実践を検証しながら、新たな再編に向けた準備委員会の中で、新しい学校でどういうふうに展開するか、検討内容として反映させたらいいのではないかとということにして、締めくくってもらったところ です。

このことから、あくまで方針案に留めました。これを正式な方針とするのは、教育委員会であろうということ、あくまでも専門委員会としての意見のまとめですから、教育委員会としてこれを方針とすれば、これが正式なものとして今後の学校づくりに反映されます。

今の段階で方針案の案をとって、これを教育委員会としての方針というふうに固めてしまうか、そうではなく、まだ時間的な余裕がありますので、具体的にその学校の教育活動などの計画作りに入る段階で方針とするかです。

具体的な準備に入るのは、いつかということ、令和9年度から新しい学校の教育課程の編成の準備などに入りますので、令和8年度の後半段階で、これが方針ということで、固まれば、それに基づいた具体的な準備に入れるということになります。

なお、令和12年度が新しい指導要領の実施時期にもなりますし、準備の時にはその新しい指導要領について、色々な情報、今度の学校では、こういうことをしなくてはならないということが出てきます。そのあたりも加えながら、再編の準備等を進めていくということになります。色々と申し上げましたが、現段階の方針案としては、小中一貫校6－3制でスタートしたらいいのではないかと、ただそれを決定事項とはまだせずに、今後、更に調査し、視察を行いながら、令和8年度末までには、改めて小中一貫教育校とするのか、もしくは義務教育学校も考えていいのではないかとというようなことを決めるということで、進めていきたいということです。

【議長】（橋元 町長）

先程、私の挨拶にも入れていましたが、学校が1つになるということは、もうやむを得ないだろうというふうに、坂元地区の人たちも理解は示していただきました。

ただし、場所についてはということで、一部の方から再考してほしい意見がありました。中学校と小学校を1か所であるというのは、単に財政的な部分もありますが、一貫校という表現が、おそらく一般の人は一貫校＝小・中1か所で一つの学校という考え方だと思います。

だからその場所にしたいということで、皆さんに話をしてきたつもりです。財政的な部分も大きいですし、別々にするということもありますが、結局、小学校を違う場所に作ることによって、小中学校を一緒に作るわけではなくて、中学校は残して小学校

を別な場所に、作ってもいいのではないかという意見が出されているわけです。一貫校というのをどこまで案のままで引っ張るか、後になって見直した時に一貫校でなくなったという、一つでなくてもよかったのではないのかと思われる。そうではないですか。

【菊池 教育長】

そうではなくて、義務教育学校こそが小中一緒の建物の中に、1年生から9年生まで一緒に過ごすという形なので、小中一貫校か義務教育学校かということでは、その施設とそれから子どもたちの行き来は厳密な意味では違いますが、基本的には変わらないです。

むしろ小中一貫校でも義務教育学校でも、学校が離れた状態でも小中一貫校はありますし、義務教育学校もありえます。そういうことを含めて、今まで分離型などと、色々と説明をしてきています。小中一貫校と義務教育学校とその言葉から受けるイメージというのは、確かにあるかもしれませんが、見た目としては、そんなに大きく変わるものではないということです。教育の基本的な学校の形と教育課程の進め方に少し違いが出てくるということで、そこだけの違いなので、校舎を一つにするとか、くっつけるということでは、基本的にはこの二つは何も変わらないということです。

【議長】（橋元 町長）

今後の進め方として、案をそのままつけといて、1年間ぐらいは少しの変更の猶予を持ちながら、進めるという考え方ということですね。

【菊池 教育長】

変更というか、小中一貫の教育をする学校というのは基本的に変わらなくて、その中身として一貫校と呼ばれる小学校と中学校の区切りを残したものにするか。

その区切りをなくしたものにするか、1年から9年までというようにするかの違いです。

【教育委員】（菅野 正彦）

校長先生を、1人にするのか2人にするのかとか。

【菊池 教育長】

今日も仙台教育事務所で所長とその話しをしてきました。宮城県では小中一貫校でも校長が1人というケースが多い。でも、所長は基本的に、文科で小中一貫校は1人ずつの校長というふうになっていますとのことでした。本当にあの最後の最後に人事的な話で、校長2人置いてほしいということで通すか、1人でもいいということにするか、その辺は、最後に詰めて確認をしなくてはいけないなと思っているところです。

【議長】（橋元 町長）

私、勘違いしていました。小中一貫校というのは、小学校、中学校が別の場所にあったとしても、1か所でも別でもいい。一貫して教育するということですよね。義務教育学校というのは、9年間を一つと考えて、小学校中学校での枠をなくして、9年間を一つの学校にして、校長先生は一人というような形に進める。その部分をどちらにするかというのは、やっぱり1年間ぐらいいは、情報収等を行い、最終的な判断を待つということで、その案を取らないでそのまま進めるということでいいと思います。

【菊池 教育長】

今年の全国県市町村の教育長会議があったのですが、私は行けなかったが、そこで北海道の中標別町（なかしべつちょう）の教育長が事例の発表をして、そこは義務教育学校が1つ、小中一貫校が2つある。その時に、その教育長が話したのは規模が小さければ義務教育学校がいい、ある程度の規模なら、小中一貫校がいいということ話を話されていました。

去年から今年にかけて、専門委員会で小中一貫校にしたところや義務教育学校にしたところ等の色々な情報集めてきました。最終的にはやってみないと、なかなか分からないというところがありました。小中一貫校から義務教育学校へは移行しやすいのですが、逆はあまりないそうです。

ですから、最初から義務教育学校にすると、後に小中一貫校にしようというのが難しいということがあり、ここに出したような案に留めました。さっき言ったような、北海道の事例について改めて話を聞いたので、中標別町（なかしべつちょう）の教育長などに色々と教えてもらいながら、どちらがいいのかを勉強していきたいと思っています。今はまだそういったことが、出来るかなと思っています。

【議長】（橋元 町長）

教育長から話がありました、その一定の規模感というのは、小中合わせて何人ぐらいの規模を一定の規模というのか。今、話を聞いていても、私の頭の中で勝手に規模感を作って、小学生中学生合わせて100人ぐらいだったら、9年間という形でもいいだろうという規模感をもったのですが。

【教育委員】（大内 委員）

中学校だけでも今200になるから、小中を合わせると。

【議長】（橋元 町長）

山元町の場合、それで一応、10年後に、大体350から380人ぐらいで小学生の数は見ているので、それを今度一緒になると600人ほど。それが9年間一緒という発想になってくると思います。やはり中学校は中学校、小学校は小学校、ただ小学生と中学生を1か所でというか、一貫して教育していくというか、環境を作っていく

ということですね。教育長から、そのような形で1年間というか、もう少し調査できる期間をとということで、案を1年間取らないで、進めていったらいいのではないかとということで、話をいただきました。

皆さんから、何かあればお願いいたします。どんな意見でも結構です。

【教育委員】（菅野 正彦）

大筋で大体のところの方向は決まっています。ただし、その細部のところで、色々と検討する余地は、まだあると思うということです。この考えに案をつけておき、その間にいろんな情報を集めて、固めていく、山元町の小中学校をどのようにしていくのかということを残しておく。そして、この内容で進めますという段階での決定。方針という形で進めることで、よろしいのではないですか。

【議長】（橋元 町長）

まだ、少し時間があるので、もう少し色々な意見を聞いて、修正できる形で進めた方がいいということですね。今、教育長と菅野委員からありましたように、そのような形で今後進めるということによろしいですか。

（「賛同」の声あり）

ありがとうございました。この点については、案を入れたままで、もう少しの間、修正可能な状況を残した状態で進めていくということで、お願いをしたいということになります。

それでは、次、事務局の方から（2）「再編小学校の進め方」について説明をお願いします。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

資料②、山元町再編小学校の今後の進め方になります。この中でまず、施設整備関係と教育長から話がありました協議会等の進め方・スケジュールについて説明いたします。

1 趣旨、これまでの取り組みの状況になりますが、2つの委員会におきまして、協議を重ね、町の方針をまとめ、町民の方へ周知をしたという容になります。

また、町長挨拶の中にもありましたとおり、子育て広場の中での説明も行ってきました。その間に庁内委員会において、発注方式について検討を行っております。発注方式についても町の方針を決定したので、その内容とスケジュールについて説明するものでございます。

2 再編小学校に関する説明会開催結果、説明会の開催結果の報告になりますが、町長から話しがありましたとおり、学校形態については概ね理解を得られたと考えております。ただし、学校用地ですが、こちらについては一部の地域住民から見直しを求める意見が出ましたが、乳幼児保護者の説明会では、開校する年度を待ちわびている

とのことです。表の中につきましては、参加した人数になります。全体では合計 98 人ということになります。これが多いか少ないかという部分には、色々な形で周知を図ってこの人数だったということになります。

3 町の方針、こちらも同じように、町長からの挨拶の中にも話がありましたが、町民からの意見を踏まえ、設計サイドの確認を行いました。開校までのスケジュールや財政面を確認して、改めて、この 4 つの方針で進めることとしております。(1) 学校形態につきましては、小中一貫教育学校ということで、小学校再編小学校 1 校と中学校 1 校を合わせた形にします。(2) 施設形態につきましては、施設一体型または施設併設型の学校施設の整備を行います。(3) 学校用地につきましては、既存用地。山元中学校と山下小学校の用地を活用するというので、この学校の敷地を小中一貫教育校の設置場所として考えています。(4) 開校目標年度につきましては、令和 12 年度に開校を目指していくということになります。候補地、学校用地を決めましたので、これらを今後どのような形で設計等を発注していくかということになります。

4 発注方式、主に施設整備関係になります。事業を進める上でどのような方式がよいか、これまで庁内委員会で検討を進めてきております。聞いたことのない言葉も入っているかと思しますので、分からない部分につきましては、ご質問いただければと思います。

(1) 従来方式と P F I 方式の違いですが、従来方式は、町が今まで行っているような発注方式です。P F I 方式は、右側の方に記してありますが、「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」というものになります。これは民間資金を活用し、公共事業を実施する手法となります。

この 2 つの方式を確認しまして、今回検討しております。従来方式でいきますと、公共と民間に分かれております。町の方では事業形成を行いまして、資金調達、これは一般財源・補助・起債と言いまして借金をするということになります。この資金調達を行い、設計を発注します。これは入札に応じて、個別の契約を行ってきます。設計企業との契約になります。その後、建設発注・維持管理発注・運営ということで、これは行政主導による、設計・建設・維持管理という分離発注になります。その際、発注に対しては、仕様発注ということで、具体的な工事の仕様に基づきまして、町が示した内容でやっていくということで、仕様発注になります。

一方で P F I 方式ですが、公共の方では事業形成を行います、事業発注の部分で民間の方へ、包括契約ということを行います。包括契約また協定ということになります。民間の方では事業者 (S P C) と書いてあります。特定業務の事業者になります。こちらの方が、金融機関からの融資契約を受けて、個別契約となります。設計企業・建設企業・維持管理企業を含めての企業形態を形成しまして、町と包括契約を締結するというようになります。設計建設関係につきましては、民間主導で行われるということと、町は全ての事業を一括発注するというようになります。先ほど仕様発注というのが町の方でありましたが、民間の方では性能発注ということになります。性能発注というのは、求められる要求水準を満たす性能であれば、仕様に基づかない性能を

重視する方向になります。細かい部分につきましては、企業側で確認しながら、要求水準を超えるような性能を目指していくということになります。この2つの方式を比較した結果ということになります。

(2) 想定される事業手法になりますが、表では従来方式、P F I方式でも何種類かDB方式からB T O方式というのがあります。従来方式については、先ほど話した内容になりますが、P F I方式については、この3種類ぐらいの手法があり、DBであれば設計と建設という形になります。下の方に凡例をつけております。この中でも、B T O方式、これは民間が資金を調達して、建設が終わったものを町に渡すということになります。渡された側となる町では、支払いを行うというような内容になります。

(3) 事業手法の比較になりますが、どのようなメリットがあるかというところを比較した内容になります。従来方式とP F I方式があり、△・○・◎と記してあります。事業の効率性でいきますと、従来方式でやれば、設計・施工・維持管理を分離して発注ということになります。P F I方式でDBO方式とB T O方式というのがあります。これは設計・施工・維持管理を一括発注というということになりまして、従来型と比較し、施工等の効率化、質の向上を見据えた設計が可能ということになります。

また、発注者の負担軽減というところでは、先ほど説明した個別の分離発注になりますと、契約単位での調整が必要になり、調整負担が大きく、設計担当の負担をかなり生じさせる形になります。DBO・B T O方式になりますと、受注者の窓口が一本化されていることで、民間の方が請負形になり、窓口となります。このため、発注者の負担が軽減されることになります。その他、主なところを説明しますと、事業のスケジュールということになります。

従来方式でいくと、本来P F I方式に比べ、短い期間での発注手続きが可能ということになります。次にスケジュールの方で説明いたしますが、今回、学校施設の建設にあたっては、国庫補助の関係があり、採択されるまで、概ね1年程度を要するというので、この従来方式の期間を少しひっぱるようになっております。このことから、今回はP F I方式の方が若干早いような期間になっているということになります。財政負担につきましては、従来方式からP F I方式まで共通して補助金が活用できます。

B T O式は、民間が一時建て替えを行うということになりますので、事業期間に渡って、その建て替えた分を平準化できるというメリットがあります。

(4) P F I手法導入によるコスト縮減効果見込み、全国類似事例ではV F M、これは、従来方式と比べまして、どの程度、縮減効果が見込まれるかという数値を出すような形になります。それが、事例の中では2.1%から7.4%の範囲で示されたということになります。平均では4.8%、今、基本計画を行っている中でそれを出しております。

ただし、正確な数字については、今後の導入可能性調査を行いながらやっていくような形になります。この数値は高いほど、財源の縮減効果が図られるということになります。

(5) P F I事業における国庫補助・地方交付税の取扱い、補助金も地方交付税も

受けられるような内容となっております。

(6) P F I 方式の導入メリットデメリット、今、説明させていただいた通り、メリットにつきましては、事業期間全体を通じた公的財政負担が縮減できる。これは V F M の関係になります。

また、地方公共団体の負担を事業期間中で平準化できるということで、これは民間の方が立て替えた部分を、平準化して支払っていくということになります。デメリットにつきましては、P F I 同様の確認について、調査検討が必要ということで、今回の議会の方にお示しする内容の事業が、時間がかかるような形になります。参入事業者が不在の場合、スケジュールに大きな見直しが必要になります。これは導入可能性調査の中で、業者側にメリットが見られないとなれば、参加する業者が居ないということになりますので、そこで改めてスケジュールを変更するか、仕様の中を変更するかという検討が必要になります。

(7) P F I 方式導入実績、県内の事例を上げさせていただいておりますが、その中で一番新しいのが、No.2 美里町、令和3年度から行いまして、令和7年4月に新中学校を開校しております。3つか4つの中学校を統合した形で学校校舎を建てております。運営期間は、15年間、維持管理も含めてということになります。この15年間で、民間が肩代わりした部分を払っていくような形で事業を進めていくということになります。これは B T O 方式ということになります。

(8) 発注方式の決定、発注方式は庁内委員会で検討を行った結果です。財政負担の平準化とコスト縮減効果は期待できるという観点から P F I 方式を採用することで考えております。

スケジュールの方ですが、全体的なスケジュールの方を示させていただいております。現在、基本構想基本計画を P F I でも同様に進めております。本来ですと、従来方式でいくと今年度中に、基本設計・実施設計を発注するような段取りをしなければならないのですが、その後、令和9年度、設計が固まり次第、国庫補助エントリーということになります。ここから採択まで約1年3ヶ月かかるようになります。令和9年度の間では国庫補助の申請確定というところが10月にありまして、令和10年度になりますと、4月に国庫補助の本申請、本申請を行った後に工事発注の準備を行います。工事の仮契約までは結べますが、国庫補助の採択がおりない限り、本契約ができないということになります。

また、採択後も議会に諮って、本契約案件となります。この契約の可決をいただいて、契約後、施工に入っていくというところの期間が不要な形になります。それが令和12年度を少し上回る期間になるということで、期間が遅れるようになります。

また、従来方式による支払いということになりますが、32億円と仮定した場合、令和10年度からまとまったお金を支払っていくような形になります。これは令和10年度に8億、11年度は16億で、12年度は8億ということで、前払い中間払いというような形で、支払うような形になります。

一方、P F I につきましては、今回、令和7年度6月補正で民間活力導入可能性調

査ということで予算補正を調整させていただくような内容となっております。

先ほど従来方式と比べて、別の業務が発生するということで話した内容が、この民間導入可能性調査と公募要領作成というところのアドバイザーという内容になります。これが、約1年、これは短い部分になるのですが、若干の時間があれば伸ばせるかと思いますが、この中で導入可能性調査を行い、手を挙げる業者があれば、公募要領の作成を行い、事業者公募を行うという流れになります。これに約1年半かかります。その後、令和9年度に設計施工の一括発注を行うことで、令和11年度に完了するような想定としております。

また、その中で学校の備品の設置をしていただく内容としております。必要に応じて維持管理の方も入れていくことになりますが、こちらは導入可能性調査の意見を聞きながら進めていくということになります。このPFI方式については同じように、国庫補助を受けられるような形になりますが、その申請時期につきましては、計画が整った時点で申請を行い、引き渡しがあった時に国庫補助の申請、支払いの申請をするようなになります。これがハード面のスケジュールになります。

先ほど、教育長からありました小中一貫教育に関わる検討ということになりますが、下のオレンジ色のところになります。令和6年度末まで、再編小学校在り方専門委員会を実施してきました。その中で、先ほどの方針案というのをいただきました。それをもとに、今度は次の段階に入っていきます。

令和7年度につきましては、小中一貫教育に係る協議会か推進委員会、これは仮で入っていますが、こちらの名称の委員会を設置するための準備をし、7月から9月末までの間に設置をしていき、10月頃から検討に入っていきます。最終的には令和8年度の1月頃に総合教育会議また教育委員会定例会でこの内容を諮り、方針という形にしていきたいと考えております。方針を固めた後、令和9年度の準備委員会にその方針を持って準備を進めていくという流れになります。これが、小中一貫教育推進に関わる検討になります。

緑色のところになりますが、PFIの関係で説明が漏れておりました。下の緑の黄色文字の内容になります。令和7年度6月補正につきましては、民間活力導入可能性調査とアドバイザー業務というものを入れていきます。1業務概要から（1）民間活力導入調査については①から⑦までの内容で、その中でも、②市場調査ということで、事業者のサウンディング、これは聞き取りになります。この中で、6社程度を想定しております。その内容によって、アイデアや課題を出していくということになります。⑤VFMということで、これが従来方式と比べた時にどのぐらいの効果があるかということの内容が入っております。導入可能性調査の中で業者があるという場合については、次の公募条件の整理ということを行っていくということになります。これらを6月議会に調整していくということになります。

説明が足早になりましたが、以上となります。

【議長】（橋元 町長）

事務局の方から、小学校再編の今後の進め方ということで、大きく二つ。資料1ページ目の右側の部分です。予算としては大体32億円程、町としてはどう平準化し、お金を支払っていくかということ考えた時に、この右側の発注の仕方になります。おそらく、今の説明を聞いて全て理解できたか、今聞いたばかりで頭の中で整理をすることは難しいのかなと思います。簡単に言うと出来上がったものを買いきり、分割で払っていくという感じになるということです。

例えば、住宅を建てた順に買う建売住宅の場合、こちらの意向は入っておらず、住宅業者が建てたものを選択して買う内容となりますが、それとは違い、町側でこのような建物にしてほしいという要望を事前に伝えて建設する。それが包括契約、資料右側の事業発注の二つ下がなくなっています。こちらの意向を伝えて、できる限りその意向に沿ったものを、請負業者が努力し、お金を集めて、精度をできるだけ落とさないような形で建設し、町側に渡してくれる。それを受け、町は分割で払っていくような方法かと思います。そのような方法を町としては選択したいということです。そうすることで、一度に何十億円というお金の支出を抑えられる。通常は、利息がついて一般的に考えると利息分高くなるという考え方になりますが、請負業者の自助努力で、中身を落とさずに経費削減しながら建設してくれるので、経費的にも節減できる。

これまで、このような方法を選択した自治体等を調査した結果、資料のような結果が出ているということで、この方法で進めていきますということの報告の形になります。

これについて、何か皆さんの方から確認しておきたいことなどありますか。

【教育委員】（大内 委員）

PFI方式のかかる費用の合計は交付税とは別なのか。

【事務局】（伊藤 教育総務課長）

ここに記載があるのは、マネジメント業務のようなもので委託していくような内容になります。PFI業務をやるにあたっては、協定締結にあたっては、減の資産等も入ってくるような形になります。それは、ここに記載がある部分については、工事費とは別になります。工事費はまた設計施工を行う上で何十億というのが出てくることになります。

【大内 委員】

従来方式と比べて、最初の6年度に、9,735千円かかっているということか。

【伊藤 教育総務課長】

従来方式の中の基本構想基本計画についても、同じ額の9,735千円払いますが、これは8月末まで計画を立てて、それに基づいて、導入可能性調査を行うということ

になります。工事費とは別に、町が考えている内容に業者が参入するかどうかという部分が9, 200千円になります。

【大内 委員】

これは従来方式でもかかるということか。

【伊藤 教育総務課長】

従来方式の基本構想基本計画もその通りの契約9, 735千円というのは同じになります。ここに入っていないだけになります。共通で、同じような内容になっています。

これは同様のもので、今進めているのを一本で進めてます。

【菅野 委員】

今のことで確認ですが、そうすると工事費とプラス色々な発生するお金について、従来方式とPFI方式を比較して、結果的にPFI方式の方が多分安く上がると、そういう風に解釈してよろしいですか。

【伊藤 教育総務課長】

その試算もしておりまして、実際、事業所の比較の試算をしてみて2%ぐらいになり、30億だと約6, 000万になります。6, 000万というのをこの仕組みにもよりますが、このような業務をお願いしていくと、約6, 000万に近い状況です。

ただし、最低は2%ですので、従来方式と同じ金額になっても、発注者の負担軽減、町の人為的な負担軽減が図られることと、期間短縮ということにメリットが出てくる。

ただ、参加業者が多ければ逆に率が高くなっていくことになりますので、縮減効果は図られるということになりますので、そこでメリットが働くのではないかという考えです。

【伊藤 教育総務課長】

従来方式の中では基本設計が入っていますが、これが下のPFIの中では抜けてくるような形になります。実際それがどこで行われるかというと、事業者公募を行ったときに、事業者の方で提案してくれる内容が基本設計に近いような状況なので、手直しを加えてすぐに設計に入るようになります。

【菅野 委員】

3ページのところで従来方式とPFI方式で、完成年度は従来方式だと12年度末という考えですね。そしてPFI方式だと11年度末で12年度から活用できるというふうになりますが、これでよろしいですか。

【伊藤 教育総務課長】

同じように、施工期間は24ヶ月で想定はしていますが、従来方式でいくと備品購入は、工事完了後に別途教育委員会で揃えていくような形になります。そこには、多くの時間を要することが想定され、12年度末になっております。

一方、PFI方式はここでも期間は短縮されており、基本設計が抜けて、設計の部分、どのような建設内容にもよりますが、そこが抜けてくる分が短縮されるのと、建物ができあがった中に、備品も含めた状況で発注できるということでも、期間短縮されている。令和12年度当初か活用できるかどうかは、今後の聞き取りの中で確認していきます。今の担当関連の想定スケジュールでこの内容で進めております。

【大内 委員】

施工は任せると、設計は要望等を十分に聞いてもらえるわけですね。PFI方式でも。

【伊藤 教育総務課長】

そのところですが、施工に入ってしまうと民間主体になりますので、要望は聞けないということになります。

【大内 委員】

こちらの要望は聞いてもらえない。では、最初の基本計画のところ、出さないといけないということか。

【伊藤 教育総務課長】

今年度の8月末までに決めた基本計画のものとなります。決めた中で、公募要領を作成していきます。公募要領の中で条件をつけていくという感じになります。

【大内 委員】

校舎を建設するとして、設計については何も言えないの。

【伊藤 教育総務課長】

何も言えないことになります。

【大内 委員】

前から言っているが、デザイン性の高い学校はいらないと思う。

【伊藤 教育総務課長】

その部分は認識しています。そこはかなり条件を整理していくようになります。例えばクラスの大きさなど。

【大内 委員】

いや、それは決まっているのでは。

【伊藤 教育総務課長】

面積は決まっていなくて、望ましいとなっています。

実際の平均は60平米から65平米というのが決まっておりますが、この大きさにしなさいというものはありません。このため、その点あたりは、町でこのぐらいの大きさが必要だと考えるという条件や校舎は南向きとか、中学校と隣り合わせだとか、そういった条件をつけながら、その中で事業者公募を行い、提示している条件内容を含む提案をしてきた者を選択するという形になります。

【大内 委員】

中学校ですが。職員室から1階の教室に行くのに、外を通り、遠回りをしなくてはならない、あのような設計はしないでもらいたい。通常、学校だと両側に階段があり、そこで自由に上り下りできる。雨が降ると中通路で1階に行かなければいけない。玄関の方を回っていかないといけない。山二小も同じだが、デザイン性の高い設計は使いにくい。

【菅野 委員】

あまり考えられない設計をしています。私も学校経験者として思います。

【大内 委員】

やっぱり学校は四角でないと駄目かなと思う。

【菅野 委員】

そうすると、今年の8月末には、大体基本的な話を業者にしなくてはならないということになると、3ページ下で、小中一貫教育学校の方針決定が令和8年度末ですよ。

今年の8月末までには、ある程度のところをださなくてはならない。

そこら辺がでてきますがどうなのでしょう。

【伊藤 教育総務課長】

基本構想基本計画の内容を8月末まで、ある程度固めるということになります。これは候補地、小学校配置の関係など、令和12年度開校を目指すというような内容、そういったところと教室の数などを示すような形になります。

一方、小中一貫教育の推進に関する検討というのは、方向性は小中一貫教育学校で決まっていますので、それに合わせて中身の内容はこのままスケジュール的には進める中でも、確定部分については公募で事業者が決まるまで、まだ時間があるということになります。その選定する時に、変わったデザインや教室の面積が小さいかなど、

そういう部分は除いていく。あとはそこが高い点数であれば、このような形にできませんかと提案しながら変えていくということになります。下の小中一貫教育推進に関する検討については、ゴール時点は同じなところになると想定していますので、そこまでに、学校の施設形態は、小中一貫教育学校に変わらず進めるということになります。

【菊池 教育長】

施設としては、職員室は出来るだけ一緒にしたいというのがあって、中学校に小学校を接続しつつ、職員室を交流するような作りができればいい。

結局、中学校の校舎をそのまま生かすということは、中学校3学年2クラスなり3クラスが授業できるような作りになっているわけです。それに小学校1年から6年生までが入れるような校舎を作る。義務教育学校で、どういう区切りにするかというようなことまで、事前に決めて、かつ、全部入るような新しい施設を作った時に、その教室の置き方を、いろいろ工夫はできると思います。

また、小中に分けないで、1年から9年までの教室の並びを作るということが、全くの新築の時は考えられると思います。教育活動としては、小中が交流できるような、教育活動の進め方になるかなということです。本当に全く新しい小学校と中学校が一緒になったものを作るとなれば、色々設計の仕方も考えて工夫はできるかなと思います。基本的には、なるべく小中の先生方が一緒に居られるように、あるいは子どもたちも行き来が出来るような作りを設計してもらえるといいのかなと思っています。

【橋元 町長】

今、教育長からあったように、もともと既存の中学校を利活用すると、まるっきり何もないところに作るのと、違うという条件があります。ただやはり、そこは、そういった事でできなかったとならないように、最終的にはこれで良かったと言ってもらえるような建物を建設したいと思っているので、先程、大内委員の意見のように、こういうのは大変だからやめて欲しいとか、そういうのは、はっきり言ってもらった方がいいと思います。最初の段階で、そういうこことがないように、設計に入れて、業者を決定していきたいと思います。結構、分かっているようで、意外に見えてないところがあったりします。実際に感じていることは、はっきり言ってもらった方がこちらでもその辺を考慮しながら、設計をしていきたいと思います。

【大内 委員】

山下小学校の敷地が増えることはあるのですか。

【橋元 町長】

その件は、この間の議会でも言われました。ちょっと形が不正形。空いている土地とかをうまく利活用をして、土地の形を綺麗にしてからやった方がいいのではないかと

という意見もありましたが、現状の土地をうまく利活用して、こちらの要望通りの建物というか、そういうのができないかというのを検討してもらっている。どうしてもここの部分の土地が確保できるともっとうまいきますとなれば、対応も検討していきたいと思っております。

【大内 委員】

やはり、一番問題になるのは給食施設かと思う。建て替えをして、少し引っ込んだ場所に作ってもらえればいいと思う。そうすると近くなる。

【菊池 教育長】

今、議会では中学校の校庭側に小学校の校舎を作るような。

【大内 委員】

そこだけでは、狭くないのか。

【菊池 教育長】

なんとか建設可能と聞いている。中学校の校庭にですが、小学校校舎と体育館を作り、小学校の校庭にする。山下小学校の校庭と解体した小学校の校舎の部分、そこを中学校の校庭にする形になります。

【大内 委員】

少し校庭は遠くなる。

【菊池 教育長】

中学校の校庭に小学校校舎と校庭ということで。そうすると、プレハブの仮設校舎の対応なく、工事期間中、小学生は今のままで、新しくできるまで授業ができる。

ただし、中学校の校庭が潰れる形になります。工事関係の出入りもあるので、中学校が校庭を使用して何かしようとするのをどうするか検討が必要となります。野球のグラウンドに行って、そこで体育をやってもらかなどそういうことを考えないといけない。

【菅野 委員】

あの今サッカーとか練習しているところの校庭を潰すということですよ。

【菊池 教育長】

中学校の校庭です。

【大内 議員】

野球場ではなくて、

【菊池 教育長】

野球場ではなく、校庭です。

【菅野 委員】

野球場までになると、かなり遠くなる。サッカーをやっているところであれば、距離的には近い。

【大内 委員】

野球場の奥か。

【菅野 委員】

野球場は川の傍なので。そうすると校舎は近くなります。校門の通路を挟んで。

【門間 委員】

そうですね。

【大内 委員】

校舎、高くする方法もあるのでは。

【伊藤 教育総務課長】

それには、費用が更に発生します。

【菅野 委員】

調整池だから、雨降ったら水浸しになる。

【門間 委員】

体育館も建てるの。

【伊藤 教育総務課長】

小学校の体育館も老朽化していますので、再設置となります。

【菊池 教育長】

山下小の体育館は、山下第二小の体育館より手狭です。

【菊池 教育長】

今回は、学年2クラス小学校合計12学級の子供が1箇所集まるようになるので、

体育館も今より広くしなくてはいけないだろうと思います。

【大内 委員】

中学校の東側、空くの。空けられると思えば空くの。中学校の東側、今は小学校があるでしょうそのところ。

【菅野 委員】

小学校のところが空くということ。野球場が小学校の校庭ということですか。

【菊池 教育長】

中学校の校庭に、校舎と小学校の分の校庭がとれるだろうということです。

【橋元 町長】

校舎の中身については、今言ったように、P F I 方式で進むと途中での変更があっても、細かい変更が効かなくなる。確かに通常のやり方でやって、修正はできるかもしれないが、スタートして途中で修正かけるということは、また結構そこにもお金がかかったりします。進め方としては、最初の図面できちっと精査をして、スタートを切る。全部ダメだというわけではないよね。変えられるところは。そういうのはないのかな。

【伊藤 教育総務課長】

そこは設計施工を発注した際にはない。実際、従来方式でも、結局は何で選び出すかになりますが、プロポーザルでやった時はそれが変わることが、ほとんどないだろうことです。実際プロポーザルでやった結果というのが、この庁舎だったりとか、山下第二小学校だったりとか。そこは基本計画の中で内容をしっかり決めて、これやってほしいということを伝える。

【教育委員】（大内 委員）

ぜひ計画をしっかり立てて、進めて下さい。お願いします。

【門間 委員】

美里中学校がそのそういうやり方で建てていますが、その時にそういう問題は特に起きなかったということなのですか。あの中身の急な変更とか。

こちらが言った通りに作ってもらえたのか。示した通りのものができたのか。思ったものと違うのができたとか。

【伊藤 教育総務課長】

言った通りというか、民間で設定した内容で作っているの、最初の段階で選んだ

のが美里町ということになるので、業者発注してプレゼンされた内容を選んだということになっています。そこからはあの言った内容じゃないかどうかは、美里町に確認していませんが、出来上がったものについて引き受けたという形にしかならない。だから思っていたものと違うかどうかの確認は美里町にはしていません。

【大内 委員】

美里町に確認してみた方がいいと思う。意見を途中で取り入れてくれたかどうか。

【伊藤 教育総務課長】

意見は取り入れられていないと思われます。

【大内 委員】

いや、それは確認して聞いてみておいた方がいいと思う。確認する価値があると思う。

【伊藤 教育総務課長】

あと、もう一点、柴田町の体育館、P F I 方式でやったのですが、そこは意見を聞いていただけなかったという話です。実際とは違うような仕様だったという話もありました。

【横山 委員】

以前、女川小中一貫学校の資料をいただいたのを、今日持って来ました。この中の校舎の写真を見て、山元町とは当てはまらないような感じなのでしょうか。その敷地とか、校舎の形態とか。人数的にはどうですか。同じぐらいですか。

【菊池 教育長】

女川の施設は、比較の対象にならない。土地は広いし、お金がかかっています。震災復興の補助金やそれからカタール基金といってカタールと繋がりがあって、大きな財源があってできたものとなっている。

人数的には、山元がちょっと少ないぐらいです。

【横山 委員】

以前、視察に行ったので、こういうのを参考にと考えていました。

【菊池 教育長】

最初にそれを見てしまって、このようにはできないなあと思いました。

【横山 委員】

具体的イメージが湧かなくて、これを見るとすごいなと思ひまして、こんなふうにはできないだろうと思ったのですけど。

【菊池 教育長】

まあ、難しいですね。女川は最初から小中を一緒にするという新たな作りです。既存のものに何かをするということではなく。小中学生が一緒に入るような小中一貫の学校作りをした。校庭が人口芝で、雨が降っても何でもできる。体育館も2つありますし、プールは校舎の3階にあります。日差しが強いので水がお湯になるみたいだとも聞いている。

【教育委員】（横山 委員）

いろんな写真が出ていたので、どんなものなのかなと、当てはまらないと思ったのですが、イメージがわからなかったの。ありがとうございました。

【司会】（橋元 町長）

皆さんの方もご意見出し尽くしたでしょうか。あと気がつくようなことがあれば、基本設計を作る中で、修正が出来るうちに、大内委員などからいただいた意見は、大事なことだと思いますので、そういうのもフォローしながら、あの修正できるところは修正していただいて、進めていきたいと思ひます。

それでは、この件について他になれば、再編小学校について終了したいと思ひます。よろしいですか。

（「無し」の声あり）

ありがとうございます。皆さんから色々ご意見いただきました。先ほども言ひましたが、意見を踏まえながら進めていければというふうに思ひます。今後とも、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは以上で終了いたします。進行の方を事務局に返します。

【司会】（伊藤和重教育総務課長）

ありがとうございました。4番目のその他でございますが、事務局からその他の議題はございませんが、皆様から何かございますか。

（「無し」の声あり）

なければ、以上をもちまして令和7年度第1回総合教育会議を閉会いたします。